

# 枯野伝承の生成(上)

— 史実と巨木伝承 —

島 山 篤

## 一 はじめに

◎三種類の琴 『樂器の考古学』「山田光洋、二〇〇一、一〇一～一六五頁」によると、古墳時代の琴には棒作りの琴、板作りの琴、共鳴槽を持つ槽作り（槽）の琴の三種類がある。いずれも弥生時代後期あたりから急速に出土例が増え、しかもこの時期から完成された形が多いという。したがってこれらの琴は、弥生時代後期あたりに大陸から伝えられたろうという。このうち棒作りの琴は古墳時代を中心に用いられたものの、それ以後は絶えている。そして歴史的には、板作りの琴から槽作りの琴に発展しているらしい。

また「原始・古代の琴」「小浜成、二〇〇五、六六～七三頁」によると、琴の絃は琴尾の突起数とほぼ合致しており（ただし弾琴埴輪は絃数が突起数より少ない）、三絃琴～八絃琴が出土している。そして結局、主流になる槽作りの琴の場合、六絃琴の出土例が最多だという。

◎琴の用途 これらの琴の用途として、(1)神霊を降ろしたり、(2)時化（け）・地震を静めたりする、宗教的呪術的な場合、(3)社会（せ）の乱れを正す政治的な場合、(4)音楽にする芸術的な場合、(5)詩歌に歌う文学

的な場合、などが考えられる。このうち(1)(2)(3)には、弾琴によって対象（神霊・自然・社会）をコントロールするという共通点があるだろう。(1)(2)宗教的呪術的な場合と(3)社会の乱れを正す政治的な場合、これを弾く者は男の神人（司祭者）同時に族長（リーダー）だったろう。

『埴輪の樂器 樂器史からみた考古資料』「宮崎まゆみ、一九九三、八四～八五頁」によると、古墳から発掘される弾琴埴輪のほぼすべては、支配者層の男性で正装しているという。また小浜「二〇〇五、七三頁」は、「総じて琴の使用には、天皇（大王）や各地域の首長や権力者による、弾琴行為を含む祭祀の運営や直接的な弹奏など、政治的装置としての使用が想定されよう。（中略）原始・古代の琴は、多くの場合において権力を介在させ、神霊を迎え託宣をさく神事を政治的な意図のもとに執り行い、あるいは死者の招魂や鎮魂、貴仲宴遊、歌垣などのために使用され、八世紀以降外来琴の影響を受けながら変容を重ね」と述べている。また「聖なる琴の文化圏」「西本香子、二〇〇九、五二～五三頁」は、古代東アジア文化圏（漢字を共有し、儒教・律令・漢訳仏教といった中国に起源する文化を受容した地域）では、琴は支配者層が儀式に用いた特化された樂器だ、と述べている。

◎枯野伝承 さて、上代の琴の代表的な伝承として枯野（からの）伝承があり、

『古事記』の仁徳天皇の条＝仁徳記と『日本書紀』の応神天皇の条＝  
 応神紀に伝えられている。応神天皇は河内国を本拠地にしたいわゆる  
 河内王朝の始祖であり、仁徳天皇はその子である。

◎**原義とその変容** この枯野伝承は、どのようにして生成したのだろ  
 うか。おそらく枯野伝承の背景には何らかの歴史的な事実があり、そ  
 れが伝承化され、次いでその伝承が宮廷に入り、さらに宮廷人によつ  
 て歴史化されて記紀に定着したのだろう。そのそれぞれのレベルには、  
 かかわった集団（職能集団や宮廷人など）がいたはずである。例えば  
 仁徳記で述べられる枯野琴の由来譚や記紀に述べられる枯野琴の歌は、  
 河内王朝に仕えた淡路の海人族によつて語られ歌われ、その本来の意  
 味、効用があったのだろう。次いでその伝承が宮廷に入ると、その原  
 義が宮廷人によつて転用・拡大されて変容し、また造船技術集団の伝  
 承も加わり、さらに仁徳記や応神紀の形として定着したろう。

◎**本論のねらい** 本論はこの枯野伝承の生成を、渡海安全・服属・社  
 会の調和を主な視点にして述べ、琴のあり方の古層と新層を明らかに  
 する。すなわち、上代の琴に(1)(2)宗教的呪術的な役割があり、それが  
 (3)政治的社会的な意味を帯びることを述べる。また(1)(2)宗教的呪術的  
 な場から、(4)芸能・音楽と(5)文学が生成していることも述べる。

## 二 枯野伝承の構造

◎**歌と説話** 枯野伝承の伝える歌(古事記歌謡74・日本書紀歌謡41)は、  
 ともに同じ本文である。そしてこの歌に結合している説話は、かなり  
 共通しつつも相違があつて複雑な様相を呈している。

◎**記紀の本文の比較** まず、仁徳記と応神紀の伝承を本文に即して各  
 プロット毎に比較してみると、「記紀の本文の比較(表1)」のようにな  
 る。

以下の『古事記』の引用は『古事記 上代歌謡』[荻原浅男・鴻巣隼雄、  
 一九七九]により、『日本書紀』の引用は『日本書紀上』[坂本太郎・家  
 永三郎・井上光貞・大野晋、一九六八]により、『風土記』の引用は『風  
 土記』[秋本吉郎、一九六八]により、『万葉集』の引用は小学館日本古  
 典文学全集『萬葉集一〜四』[小島憲之・木下正俊・佐竹昭広]による。  
 ただし以下の古代歌謡の引用はとくに断らない限り、古事記歌謡は『古  
 代歌謡全注釈―古事記編―』[土橋寛、一九八九]、日本書紀歌謡は『古  
 代歌謡全注釈―日本書紀編―』[土橋寛、一九七六]、風土記歌謡・東遊  
 歌は『古代歌謡集』[土橋寛・小西甚一、一九六八]により、琴歌譜歌  
 謡は『上代歌謡』[高木市之助、一九六七]による。

記紀の本文の比較(表1)

番号	プロット	仁徳記	応神紀
①	枯野船の出自(巨木伝承)	此の御世に、兔寸河の西に一つの高樹有りき。其の樹の影、旦日に当れば淡道島に速び、夕日に当れば高山を越えき。	伊豆國に料せて、(船を造らしむ)。(②の一節)

②	造船・船名 故、是の樹を切りて船を作りしに、甚捷く行く船なりき。時に其の船を号けて枯野と謂ふ。	五年の秋八月の庚寅の朔壬寅に、諸國に令して、海人及び山守部を定む。冬十月に、伊豆國に料せて、船を造らしむ。長さ十丈。船既に成りぬ。試に海に浮く。便ち軽く泛びて疾く行くこと馳るが如し。故、其の船を名けて枯野と曰ふ。船の軽く疾きに由りて、枯野と名くるは、是義違へり。若しは輕野と謂へるを、後人訛れるか。
③	優れた官船 故、是の船を以ちて旦夕淡道島の寒泉を酌みて、大御水献りき。	久に官用に爲りて、功忘るべからず。(④の一節)
④	船の廢材による塩焼き 茲の船破壊れたるを以ちて塩を焼き、	三十一年の秋八月に、群卿に詔して曰はく、「官船の、枯野と名くるは、伊豆國より貢れる船なり。是朽ちて用ゐるに堪へず。然れども久に官用と爲りて、功忘るべからず。何でか其の船の名を絶たずして、後葉に傳ふること得む」とのたまふ。群卿、便ち詔を被けて、有司に令して、其の船の材を取りて、薪として鹽を焼かしむ。
⑤	塩の働(天皇への奉仕) (諸国の貢船) (新羅王の大工貢上)	是に、五百籠の鹽を得たり。則ち施して周く諸國に賜ふ。因りて船を造らしむ。是を以て、諸國、一時に五百船を貢上る。悉に武庫水門に集ふ。是の時に當りて、新羅の調使、共に武庫に宿す。爰に新羅の停にして、忽に失火せぬ。即ち引きて、聚へる船に及びぬ。而して多の船焚かれぬ。是に由りて、新羅人を責む。新羅の王、聞きて、讐然ちて大きに驚きて、乃ち能き匠者を貢る。是、猪名部等の始祖なり。
⑥	琴作り・遠くに響く琴の音 其の焼け遣りし木を取りて琴に作りたりしに、其の音七里に響きたりき。	初め枯野船を、鹽の新にして焼きし日に、餘燼有り。則ち其の焼えざることを奇びて獻る。天皇、異びて琴に作らしむ。其の音、鏗鏘にして遠く聆ゆ。
⑦	歌の歌い手 爾に歌ひて曰はく、 枯野を 塩に焼き、 其が余り 琴に作り 掻き弾くや、 由良の門の 門中の海石に 振れ立つ 漬の木の さやさや。	是の時に、天皇、歌して曰はく、 枯野を 塩に焼き、 其が余り 琴に作り 掻き弾くや、 由良の門の 門中の海石に 振れ立つ 漬の木の さやさや。
⑧	枯野琴の歌 (古事記歌謡74) (日本書紀歌謡41) とうたひき。此は志都歌の歌返なり。	
⑨	歌謡名	

◎記紀のプロットの比較 これをさらに分かりやすくプロット毎に整理すると、「記紀のプロットの比較(表2)」のようになる。

番号	プロット	仁徳記	応神紀
①	枯野船の出自(巨木伝承)	河内国の兔寸河の西に生える巨木である。巨木の影が淡路島と高安山に及ぶ。	伊豆国の木である。
②	造船と船名	この巨木を船に造ると船脚が速い。枯野と名づける。	伊豆国に命じて造らせた船が貢上された。船脚が速いので枯野と名づける(軽野の転訛とも)。
③	優れた官船	朝夕、淡路島から清水を運搬し、天皇に奉仕した。	長い間、官船として用いられ、功績があった。
④	船の廃材による塩焼き	船の廃材で塩を焼く。	功績ある枯野の名を後世に伝えるために、その廃材で塩を焼く。
⑤	塩の働き(天皇への奉仕) ..... (諸国の貢船)		できた五百籠の塩を諸国に配り、その諸国から五百艘の船が貢上され、武庫の港に集結した。
⑥	(新羅王の大工貢上)		武庫の港に来ていた新羅の使節の宿舎から出火し、それが延焼して諸国から貢上された船の多くを消失した。新羅王が恐縮し、有能な大工を貢上した。これは猪名部等の祖先である。
⑦	琴作り・遠くに響く琴の音	枯野船の焼け残りを琴に作って弾いたところ、遠くまで響いた。	枯野船の焼け残りを天皇の命令で琴に作って弾いたところ、その妙音が遠くまで響いた。
⑧	歌の歌い手		応神天皇。
⑧	枯野琴の歌	本文のとおり。	本文のとおり。
⑨	歌謡名	志都歌の歌返。	

◎**枯野伝承の構造** この枯野伝承は、前半の説話(散文)の部分(①～⑦)と後半の歌(韻文)の部分(⑧⑨)から成り立っている。前半の説話は、記紀が共通するプロットを持ちつつも、その内容が不即不離の部分(①②③④⑥)と無記載の部分(⑤⑦)で構成されている。これに対して、後半の歌そのもの(⑧)は記紀ともに共通しつつも、歌謡名(⑨)には記載と無記載の相違がある。このように共通した歌(⑧)を核にして、不即不離の説話がこれに付随し、枯野琴の歌の由来を語る構造になっている。

なお以下に付した①～⑨は、(表1)・(表2)の番号に相当している。

## 二 伊豆国軽野産の官船

### 1 海運を重視した河内王朝

◎**史実と伝承** 仁徳記は枯野船の出自を河内国の免寸河の西に生える巨木だと伝えるものの、これは伝承であって、これを史実と捉えることは元より無理である。史実としての枯野船の出自は、応神紀が説くように伊豆国と見るべきである。

◎**海運を重視した河内王朝** 河内王朝は大阪湾に面した河内国を本拠地にし、海運(水運)を重視していた。例えば応神記の「百済の朝貢と酒の歌」の条によると、この応神朝は新羅・百済との交流が密であり、渡来人も渡来物も激増している。また仁徳記の「后妃・御子と御名代」の条によると、「難波の堀江を堀りて海に通し、又小橋江を堀り、又墨江の津を定めたまひき」とある。すなわち仁徳朝の難波の高津宮の周辺は、大阪湾に通じるように「難波の堀江」(天満川の川筋)や「小橋江」(天王寺区小橋町あたり)が開発され、「墨江の津」(住吉区住吉神社付近の港)も設けられた。そしてその強大な勢力を、例えば

河内国の沿岸(堺市百舌鳥野)に構えた巨大な天皇陵群(仁徳陵・履中陵・反正陵など)で誇っている。この王朝の都を訪れた国内の諸豪族や外交使節たちは、内陸からあるいは海上からこの巨大な天皇陵群を見せつけられ、圧倒されたろう。

そして当然のことながらこれらと連動して、この王朝は国内の統治や東アジアとの外交のため、官船を操る船人＝海人を重用していたはずである。

### 2 山部と海部の連携

◎**山海の政** 河内王朝の海運(水運)重視は、応神記の「三皇子の分担」の条で次のように明示されている。応神朝の国内政治は「山海の政」(山人と海人の統治)と「食国の政」(農耕民の統治)に二分されている。このうち「山海の政」は「百済の朝貢と酒の歌」の条で「海部・山部・山守部・伊勢部を定め賜ひき」と言い換えられ、この一条に相当するのが応神紀五年八月の条の「諸國に令して、海人及び山守部を定む」である。「山部・山守部」と「海部・伊勢部」の実態は容易に知りがたいものの、『古事記』西宮一民、一九七九、一九二頁の頭注によると、山部・山守部は山林の管理・生産に従事し、朝廷に奉仕した部民で、山守部は山部に統属された下部組織らしく、海部は航海や漁撈に従事し、朝廷に奉仕した部民で、伊勢国の海部を特に伊勢部と定めたらしい。

そしてこの「山部(山守部)」と「海部(伊勢部)」は「山海の政」の下に統括されているので、この両者は強力に連携していたろう。すなわち、山部(山守部)が山林から船材を提供し、海部がその造船と運輸の仕事を担当し、河内王朝はこの海運を用いて国内を統治し、海外(東アジア)にも雄飛しえたらう。

◎**山部と海部の連携** 山部(山守部)と海部の連携の手順を想像して



みると、例えば山部の提供した船材を山中で乾燥させた後に船大工が船に仕立て上げ、それを川に引き下ろして水に浮かべただろう。

山中で造った官船を川の水辺まで引き下ろす作業は、次のように「船引山」の由来になっている。

船引山 近江の天皇のみ世、道守臣、此の國の宰と爲り、官の船を此の山に造りて、引き下さしめき。故、船引といふ。

(播磨國風土記、讃容の郡)

また同じ作業が、東歌で次のように恋の譬喩になっている。

足柄の 安伎奈の山に 足柄の 安伎奈の山で

引こ舟の 下ろす舟のように

後引かしもよ 後ろから引かれる思いがするよ

ここば児がたに こうもひどくあの娘のために

(万、十四、3431、譬喩歌)

足柄の安伎奈の山(所在不詳)で造った刳り船を酒匂川の支流の狩川などの水辺に下ろす際、転落防止のために滑り止めの綱を船尾にかけて引き止める姿勢を取ることで、「後引かし」となる。そして、女の許から帰る時に後ろ髪を引かれる思いをする男が、その「後」を「引か」れる刳り船に譬えられている。このように山中の船造りは、東國の相模國の民間の恋歌に歌われるほどに馴染み深いものだった。

それから川の流れに沿って河口(港)まで下し、それから「難波津」(大阪湾の港)まで運行し、国庫に納めたのではなからうか。

◎海部に下賜された官船 こうして官船になった船は、王権に奉仕を誓う「海部」たちを下賜・讓渡され、国・天皇のために用いられただろう。この「海部」たちこそ、王権の海運を担当した中核的な実労集団だったろう。

その官船の用途の一つが、例えば次の奈良朝の望郷歌に述べるように「伊豆手舟」を用いて防人を難波の堀江から北九州に輸送すること

だった。

防人の 堀江漕ぎ出る 防人が 堀江を漕ぎ出る

伊豆手舟 伊豆手舟の

梶取る間なく 梶を取る間もないように絶えず

恋は繁けむ 故郷が恋しかろう

(万、二十、4336、大伴家持)

### 3 伊豆国軽野産の官船

◎軽野・船原・大平 山林の多い伊豆国は船の産地だった。それでは材の出自地と造船地を冠して、前述の「伊豆手舟」(万、二十・4336)とか「伊豆手の舟」(万、二十・4460)とか称されている。同類の例として足柄、熊野、松浦に産する船を、「足柄小舟」(万、十四・3367)、「熊野舟」(万、十二・3172)、「ま熊野の舟」(万、六・944)、「ま熊野の小舟」(万、六・1033)、「松浦舟」(万、七・1143、十二・3173)と称している。なお伊予國風土記逸文の熊野岑の条の「熊野と云ふ船」は、『風土記』「秋本、一九六八、四九七頁」の頭注によると「船名でなく熊野船型の船の意か」とある。

『本居宣長全集 第十二卷』の「古事記傳 四」「大野晋、一九七四、一四二頁」は、応神紀に枯野船が伊豆国貢上の船だとあり、『延喜式』「神名帳」に伊豆国田方郡軽野神社があり、『和名抄』に同郡狩野郷があることから、枯野船の名が地名に由来すると示唆している。式内社の軽野神社は天城湯ヶ島松ヶ瀬に現存し、この神社の近くを「狩野川」が北流している。

『天城の史話と伝説』「天城湯ヶ島町文化財保護審議委員会、一九八八、九・一〇頁」によると、軽野神社の隣里(南方)に「船原」という村名があり、「大平」(修善寺町)にある大木橋は枯野船の材の梢を架して橋にしたという伝説を紹介している。この「大平」は『続日本後紀』承



〈枯野伝承関連地図Ⅰ〉(伊豆国)

和四年(八三七)の条に載る「大平良」船の出自地と考えられる。すなわち大平良船は、船材の出自地と造船地を冠した船名だ、と考えられる。この船は遣唐使船で、その功績によって従五位下の位階を授けられている。

◎地名由来と称辞由来 このように伊豆国における船材の出自地と造船地を冠して、「伊豆手舟」、「伊豆手の舟」、「大平良」船などの船名が称されている。この伝でいくと、船材の出自地と造船地である伊豆国「狩(軽)野」をもって「枯野」船と命名されることは、大いにありうる。そうだとすると、この「枯野」船の名は地名の「軽野」の転訛だろうと説く応神紀の細注が正しいことになる。すなわち、「狩(軽)野」の読みとして「かるの・かるの・からの」などが考えられるにしろ、今日の「狩野」に通じる地名であり、「枯野」船の名称は船材の出自地と造船地の「狩(軽)野」に由来しているといえよう。

したがって、この船の「軽く泛びて疾く行くこと馳るが如し」から

船名を「枯(軽)野」と称したという応神紀の本文の称辞由来説は、応神紀の細注が説くように後人の訛り・付会だ、と考えられる。なぜならこの称辞由来説では、「枯(軽)」が説明できたとしても、「野」の説明が苦しいからである。この点は仁徳記も同じで、「甚捷く行く船なりき。時に其の船を号けて枯野と謂ふ」とあるのは、やはり称辞由来説であり、「野」の説明が苦しい。

◎船脚の軽さを賛美した地名 しかし、船材を出す土地の名(地名)とそこに産する船の船脚の軽さ(称辞)はしばしば相関的にとらえられ、次の「足輕山」＝足柄山の由来のように船脚の軽さがその船材を出して造船する地の名の由来にもなっている。なおこの伝承の典故の「参考」とは風土記の逸文として認めたいことを意味しているものの、地名のつけ方を知る上で有意義だと考えられる。

相摸國風土記に云、足輕山は、此山の杉の木をとりて舟につくるに、あしの軽き事、他の材にて作れる舟にことなり。よりにあしからの山と付たりと云々。(相摸國風土記逸文、足輕山、参考)したがって、「枯野」船の由来がその産地の伊豆国「軽野」だったとしても、その「軽野」が「船原」と並んで船脚の軽い船を造る地＝野原という由来を持っているかもしれない。すなわち「軽野」という造船地の地名自体が、既に船脚の軽さを賛美した称辞だったろう。

この伝でいくと「大平」も同様で、海上を大いに平らかに渡る船を造る地という由来を持っているかもしれない。

◎国庫への納入 以上のように伊豆国の造船所は、「狩(軽)野」や「船原」・「大平」のあたりにあつたようである。そして、船の数がある程度揃うとこれら水辺まで下ろして狩野川に浮かべ、河口の沼津あたりに集結させたらう。それから「難波津」で国庫に納めたのではなからうか。

もしそうだとすると、狩野川の中下流を流れ下る程度の船なので、

枯野船は基本的に刳り船だったろう。

◎**刳り船と準構造船** 『日本の船』石井謙治、一九五七、一〇―一四頁』によると、刳船(単材刳船・複材刳船)と準構造船は次のように定義されている。「刳船」とは「一本の木材を刳り抜き、中を空洞にしたもの」で、船体構造の相違から次のように分類される。

(1)単材刳船＝一本の素材を刳り抜いて造り、他の船材をつけ加えない船。

〔**刳竹型**〕：平面が長方形、断面が円弧状を呈しているもので、刳竹に似ている。

〔**鯉節型**〕：舳・艫がともに細くなって、一見鯉節に似ている。

〔**箱型**〕：平面は長方形で刳竹型と同じであるが、断面を角型とした点に相違がある。

〔**折衷型**〕：以上の三型式のいずれにも入らないもの。

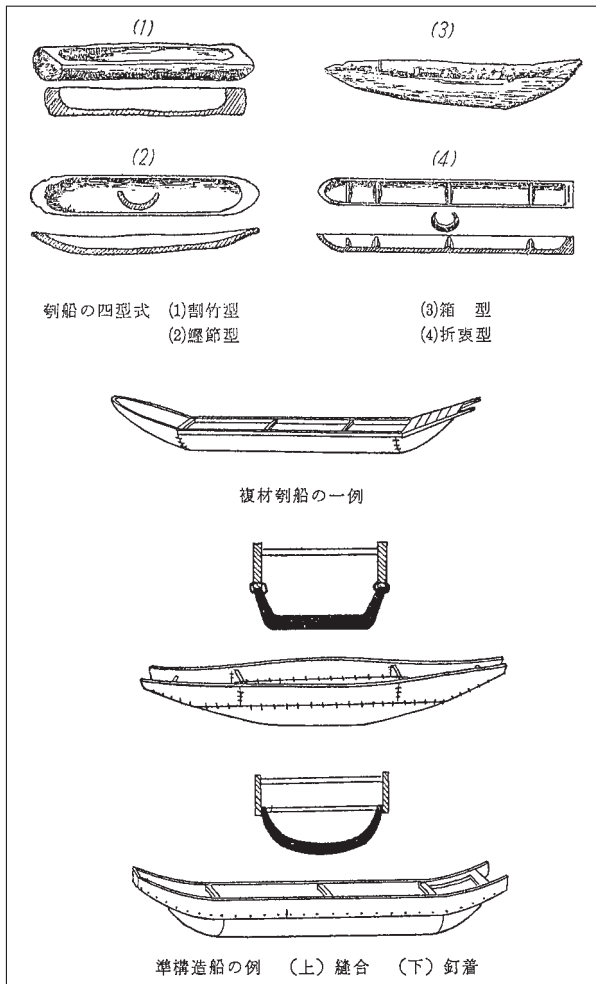
(2)複材刳船＝二つ以上の刳船部材を継ぎ合わせて造った船である。原則として舳に舳(舷側板)を設けず、刳船部材のみで構成されたもの。

(3)準構造船＝船底構造は単材乃至複材刳船と変わりがないが、舳側に一段以上の棚を設けている点に、大きな相違がある。

このうち(2)複材刳船と(3)準構造船は、(1)単材刳船と比較すると大型船といべきものである。

◎**小型船と大型船** こうしてみると仁徳記の枯野船は、その活躍の場が大阪湾中心なので、どの型か不詳ながら小型の(1)単材刳船だろう。

これに対して応神紀によると、枯野船は「長さ



図(日本の船)「石井謙治、一九五七、二二・二四・二五頁」より

十丈」とある。石井「一九五七、五六―六七頁」によると、当時の漢尺は曲尺の〇、七六尺に当たるといので「長さ十丈」の船は七六尺(約二四メートル弱)の大型船になり、(2)複材刳船か(3)準構造船だった、と推測している。そして古墳時代(三世紀前半―六世紀中葉)、とくに応神、仁徳朝の枯野伝承や速鳥伝承を挙げて、古墳時代には(3)準構造船型式の航洋船が多数作られて日本の朝鮮進出を容易にした、と述べている。そして「仁徳記」の枯野伝承の形成「寺川真知夫、一九八〇、一四二頁」によると、前述した「防人の堀江漕ぎ出る伊豆手舟」(万、二十・4336)が官船として防人を載せているので、これも大量輸送の可能な準構造船でありうるという。

そうだとすると、伊豆の山中で造った刳り船を狩野川の河口の沼津



あたりで「海部」が大型船に仕立て上げ、「難波津」で国庫に納めたるう。そして応神紀によると、朝廷は五年にこの大型船の枯野船を造らせ三十一年まで「官用」にしているのので、官船として奉仕した期間は二六年の長きに亘っている。

◎船の大小と主題の規模の広狭 なお仁徳記の枯野船が割り船・小型船であり、応神紀の枯野船が航洋船として外洋を渡海できる大型船であることは、両伝承の語る場の広狭（記は河内国中心の広がり、紀は全国と東アジアへの広がり）に対応しており、両伝承の主題の規模（記は河内国中心の治世謳歌、紀は全国統治と東アジアへの国威発揚）にも対応している。

◎山人と海人の連携した生業 このように、応神紀五年八月の条で「諸國に令して、海人及び山守部を定」め、その法令一つで直ちにその年の十月に朝廷が「伊豆國に科せて」枯野船を造らせ、それが四半世紀にわたって使用に耐え得たのは、既に民間において山人と海人の間に船材の提供・造船・運輸という連携・交流が十二分に積み重ねられていたからだろう。こうして既に民間に生業としてあった山人と海人の連携した船の生産と使用のサイクルを、河内王朝が巧みに山部（山守部）と海部（伊勢部）などに制度化して海運力を強化し、富の確保、全国統治、外交に利用したのだろう。

◎遠江の貢船 仁徳紀六十二年の条に伝える「遠江の貢船」も、その海運重視の一類である。

六十二年の夏五月に、遠江國司、表上言さく、「大きななる樹有りて、大井河より流れて、河曲に停れり。其の大きき十圍。本は壹にして末は兩なり」とまうす。時に倭直吾子籠を遣して船に造らしむ。而して南海より運して、難波津に將て來りて、御船に充てつ。

（仁徳紀六十二年）

山部も海部も登場しないものの、河内王朝が官人を派遣し、巨大な

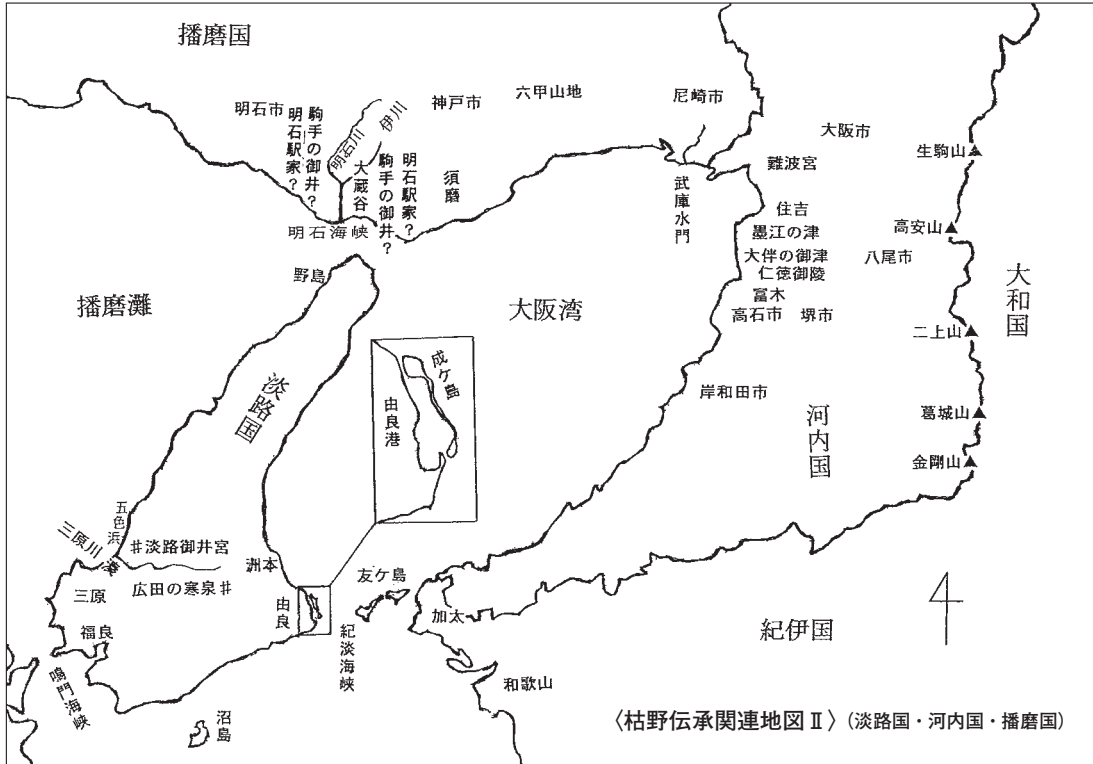
二俣の流木から船を造らせ、南海道を経由して「難波津」（大阪湾の港）で国庫に収めている。垂仁記本牟智和氣王の条と履中紀三年の条からわかるように二俣の木は霊木なので、これで造った船は威力を持っているだろう。この遠江の二俣の船もまた枯野船のように、官船として天皇のために働く使命を帯びていた。

#### 四 古態を残す仁徳記

◎説話と歌の照応（場の広狭） 仁徳記と応神紀における枯野伝承の説話と枯野琴の歌の照応関係を場（舞台）の広狭を視点にして比較してみると、仁徳記の方が本来の形を残しているようである。仁徳記の説話によると、枯野船は仁徳天皇の朝夕の食膳に「大御水」として淡路島の「寒泉」を運んでいる。そして枯野琴の歌の「由良の門」は、『本居宣長全集 第十二卷』「大野、一九七四、一四四頁」が説くように紀淡海峡（由良海峡とも）を指している。紀淡海峡は河内国と淡路島の間にある大阪湾の南方の海峡で、友ヶ島と由良港の間の水道のことである。ここは、潮の干満が激しい難所として知られている。そうだとすると、枯野船が淡路島の清水を紀淡海峡を渡海して河内国に運んでいるとわかり、説話と歌の場（舞台）が共通し、話しの上棲が合う。

この点、応神紀の説話によると、枯野船の具体的な職掌と活躍の場を語らないにもかかわらず、枯野琴の歌では大阪湾の南方の「由良の門」＝紀淡海峡を提示し、枯野船の後裔・分子ともいえる五百艘の船の集結した場を大阪湾の北方の「武庫水門」に設定している。このように、応神紀の説話と歌は枯野船の職掌が整合していないのみならず、活躍の場も大阪湾の南と北にあって噛み合っていない。

また仁徳記の説話の場は歌と即応して精々河内国と淡路島の範囲



(枯野伝承関連地図Ⅱ) (淡路国・河内国・播磨国)

(大阪湾) なのに対して、応神紀の説話の場は歌に登場する「由良の門」<sup>ゆらのかど</sup> Ⅱ 紀淡海峡を無視し、「武庫水門」<sup>むこのみずかど</sup> (大阪湾) を基点にして五百艘の船を貢上した全国に及び、さらには大工を貢上した新羅国<sup>しらまのくに</sup>にまで互り、飛躍的に拡大している。

このように説話と歌の照応関係を見ると、仁徳記の伝承がよりシンプルで明快である。してみると仁徳記の伝承が古態を残し、応神紀の伝承が枯野琴の歌を核にして新たな解釈を施し、説話を肥大化させているらしい、と一応見通せよう。

◎ 淡路の海人に下賜された枯野船 とすると古態を残す仁徳記の伝承にあるように、枯野船は仁徳天皇の朝夕の食膳に淡路島の清水を運んでいるので、国庫に収められた伊豆国軽野出自の枯野船は「淡路の海人」<sup>あはぢのうみ</sup>に下賜・譲渡された、と考えられる。すなわち、「淡路の海人」は応神記の「百済の朝貢と酒の歌」の条の「海部」<sup>あまべ</sup>と応神紀五年の条の「海人」<sup>あま</sup>の典型例で、枯野船はこの淡路の海人たちによって操られ、「由良の門」<sup>ゆらのかど</sup> Ⅱ 紀淡海峡を渡海しながら淡路島と河内国を往復し、河内王権に奉仕した、と想定できよう。

こうしてみると、古態を残す仁徳記の伝承から検討するのが順当だろう。

## 五 巨木伝承

### 1 首都圏を示す巨木の影

◎ 巨木伝承の有無 まず、仁徳記の語る巨木伝承から見ていく。枯野船の出自のモチーフは、仁徳記と応神紀によって大きな差異がある。すなわち巨木伝承は仁徳記にだけあり、応神紀にない。

◎ 巨木の影は生活圏・支配圏・安全圏 仁徳記は枯野船の出自を河内

国の兔守河の西(高石市富木)に生える巨木だと伝え、その巨木の影が淡路島と高安山(八尾市の東、生駒山系の山)に及んだという。その海上を覆う影はおよそ大阪湾をカバーし、陸上を覆う影はほぼ河内国をカバーしている。

枯野伝承に限らずこの他の巨木伝承によると、巨木の朝夕の影の及ぶ範囲・地域はそれぞれの地域の生活圏・支配圏を形成し、巨木の生える地がその中心になっている。そして、巨木はいずれも尋常ならざる生命を持って霊性を帯びているので、その巨木の影はその霊威の及ぶ範囲を描き、その圏内は安全地帯になろう。

◎立ち寄らば大木の陰 諺の「立ち寄らば大木の陰」・「寄らば大木の陰」は、『図説ことわざ事典』「時田昌瑞、二〇〇九、三八一・七四五頁」によると庇護してもらう相手は勢力ある人の方が安全だ、頼りとするのは有力者が頼りがいがある、ということの譬えである。その心意は、巨木の影の範囲が巨木の霊威の及ぶ支配圏・安全圏だという考え方に通じていよう。そして大木・大樹が有力者の譬えになるのは、巨木伝承を管理する者がその地域の支配者・庇護者であることを背景にしていよう。

◎淡路の海人による造船伝承 したがって大阪湾を覆う巨木から造られた枯野船は、「由良の門」Ⅱ紀淡海峽を含む大阪湾を安全迅速に渡海できる、という考え方を産み出す。かくして枯野船は、優秀な高速船になるべくしてなった。

このような巨木による造船伝承の生成は、淡路の海人族によってなされたろう。淡路の海人は紀淡海峽を安全迅速に渡って河内国と淡路島を往来して天皇に奉仕していたので、影の及ぶ海上の範囲Ⅱ大阪湾を生活圏、安全圏にする巨木を設定し、その巨木から優秀な高速船を造ったという伝承を持ちたかったろう。そして、船の材の巨木の所在地を大阪湾の海岸に定めていて造船に山人の助力を要しないので、淡

路の海人だけで造船したという伝承を作りやすかっただろう。

◎河内国に生える巨木 しかし、もし彼らの乗る枯野船が自前の船であるならば、その渡海の安全のために船材になった巨木は淡路の海人の生活の拠点である淡路島に生えているとすべきで、その朝夕の影は例えば播磨灘の小豆島と河内国に及べばよかった。

ところが、枯野船は元々天皇の所有物で、淡路の海人に下賜・譲渡されたものであり、その官船の用途が河内王朝への奉仕にあつたので、淡路の海人たちは枯野船の材になった巨木の生えていた地を河内国の海辺に定めたのだろう。

◎史実と伝承の接点 このように淡路の海人は伊豆国「軽野」産の「枯野」船を下賜・譲渡されると、いつしか自分たちの造船伝承を作り上げた、と考えられる。右のように想定しない限り、伊豆国「軽野」産の「枯野」船という史実と河内国兔守河の巨木による「枯野」船という伝承の接点は、説明できないだろう。

◎首都圏の中心 とすると次に、淡路の海人たちが直接に関与しない陸上の範囲、すなわち河内国の高安山への言及はどのように説明されればいいのか。まず考えられるのは、巨木が海岸線に生える地理条件から、「旦日」と「夕日」という類型的な対句によって海と陸という対が生じたりすることである。また現に巨木の生える富木を中心にみると、春分と秋分の日には太陽が高安山から上り、淡路島に入るといよう。

しかしおそらく、この問いは表現上の類型と太陽の運行だけでは解決されないだろう。海を生活の場にする海人にしても河内王朝に奉仕する限りこの王朝の本拠地である河内国を意識せざるをえず、それゆえに巨木を河内国に生えていることにし、その夕日の影が高安山に及んだことにしたろう。

ところがこの王朝の本拠地は、河内国(陸上)だけではなかった。

大阪湾に面した河内国に起こった王権は、国内(国土)の統治はもとより海運(水運)によって国力を増強し、東アジア外交をも主導しようとしているので、当然のこととして大阪湾も本拠地に含めたい。すなわち、河内王朝の支配は陸上のみならず、海運をも視野に入れているので、河内国と大阪湾がそのお膝元になっている。この河内王権の中核である陸海のお膝元は高度な生活圏であり、同時に天皇の強力な支配圏であり、その支配下にある安全圏でもある。とするとこの巨木の朝夕の影の範囲は、河内王朝の陸海における首都圏を示していることになる。そしてその首都圏の中心が、巨木の生える地・免寸河の西だった。

したがって河内王朝に奉仕する淡路の海人も同様の首都圏の観念を持ち、その首都圏内の領海に属することを誇り、枯野船の材を首都圏の中央にある巨木に求めた、と考えられる。

因に、この免寸河の流域の富木は百舌鳥野の西南の近くにあるので、百舌鳥野にある河内王朝の天皇陵群も、この巨木と並んで首都圏の中心を示し、その勇姿は王朝の権勢のシンボルだったろう。

◎大阪湾を舞台にする仁徳記 仁徳記の物語の舞台が首都圏の大阪湾とその水系を中心に行っていることは、「贅美の方法―『古事記』「枯野」の歌謡物語をめぐって―」「石田千尋、一九九五、九・一二頁」に説く通りである。まず難波周辺の水路を開削し、港を開設したという事績記事がある。次に黒日売との色好み譚では、難波の高津宮から淡道島、吉備国への航路、次に八田若郎女との色好み譚では、吉備国の児島、難波の大渡、木国(紀伊国)を結ぶ航路、次に大后石之日売の嫉妬物語では、難波の堀江から山代河(木津川)を溯って山代に至る航路がある。そして雁の卵の瑞祥が、日女島(淀川区姫島町)という難波の島に現れている。そして最後の枯野伝承の巨木が、紀淡海峡を含む大阪湾を覆う影を持ち、淡路の海人がこの海域を安全迅速に渡海してい

る。

以上のように、仁徳記の登場人物がいとも安々とこの大阪湾とその水系を舞台にして往来していることから、大阪湾が河内王朝の首都圏の半分であると知られる。

## 2 巨木伝承の展開

◎三毛の郡の由来 以下で、巨木の朝夕の影が生活圏・支配圏さらには安全圏を示し、この発想が陸と海に及んでいることを述べる。

次に挙げる二例は、大地に根差した巨木は地域の象徴、地霊の立ち現れた形で、それが由緒ある地名の由来になり、その巨木の影が生活圏を示し、その霊威に守られた安全圏を示している。まず、三毛の郡の由来を挙げる。

公望の私記に曰はく、案ずるに、筑後の國の風土記に云はく、三毛の郡。云々。①昔者、棟木一株、郡家の南に生ひたりき。其の高さは九百七十丈なり。朝日の影は肥前の國藤津の郡の多良の峯を蔽ひ、暮日の影は肥後の國山鹿の郡の荒爪の山を蔽ひき。云々。因りて御木の國と曰ひき。後の人、訛りて三毛と曰ひて、今は郡の名と爲す。(筑後國風土記逸文、三毛郡)

「古事記の民族的成立(G大樹説話)」「倉野憲司、一九二七、二一七―二二七頁」によると、巨木伝承の条は「或所に或大樹があつて、其の樹の影は、朝日に當れば××に及び、夕日に當れば××を越ゆといふ話」の類型で、大樹説話の原始形である、と述べている。そのとおりだろう。なお三毛の郡の由来は、御木のさ小橋伝承として景行紀に再登場する。

◎佐嘉の郡の由来 次に、佐嘉の郡の由来を挙げる。

①昔者、樟樹一株、此の村に生ひたりき。幹枝秀高く、莖葉繁茂りて、朝日の影には、杵嶋の郡の蒲川山を蔽ひ、暮日の影には、



養父の郡の草横山を蔽へりき。日本武尊、巡り幸しし時、樟の茂り榮えたるを覽まして、勅りたまひしく、「此の國は榮の國と謂ふべし」とのりたまひき。因りて榮の郡といひき。後に改めて佐嘉の郡と號く。  
(肥前國風土記、佐嘉の郡)

この由来で注目すべき点は、巨木の「莖葉繁茂り」「茂り榮え」、それがその土地の繁榮を祝福する地名「榮の郡」＝「佐嘉の郡」の由来になっていることである。前者の三毛の郡の由来には巨木の枝葉が茂り榮えているとは記さないものの、枝葉が茂り榮えているから巨木にもなつてその影が山を覆え、靈木にもなり得るので、枝葉が茂り榮えていることを前提にしていよう。以下に挙げる巨木もまた、枝葉の繁茂が表現されていない場合でも、枝葉を繁茂させている、と考えるべきである。

なおこの伝承には、貴人・日本武尊の巡行伝承が取り入れられ、地名の命名者になっている。しかしその巡行伝承は、素朴な伝承の形式、すなわち神が巡行して地名の命名者になるという形式を色濃く残し、巡行する神を日本武尊にすぐ替えた程度のものである。

◎浪岡の大銀杏(津軽山歌) なお参考ながら、青森県の民謡・津軽山歌の次の詞章は、巨木の朝夕の影も地名の由来も述べていないけれども、巨木の枝の及ぶ範囲が生活圈・安全圏・支配圏を示し、巨木の花によつてその圏内が繁榮していることを祝福している。

①浪岡源常林の銀杏の木の花  
(浪岡源常林の銀杏の木の花)

北は浪岡 南は堀越の城に咲く  
 浪岡の源常林(浪岡城の近隣)に大銀杏が生え、その花が浪岡の城から堀越の城まで咲いているという。津軽は歴史的に古い内三郡(内陸部)と歴史的に新しい外三郡(沿岸部)に二分されていた。津軽の中心地は近世から弘前に定まっているものの、中世の津軽の中心地は内三郡の浪岡(その中核が浪岡城)だった。その浪岡に巨木が生え、そ

の枝が北の浪岡城から南の堀越城に至り、花まで咲かせているというのは、巨木の靈力によつて守られた内三郡が一つの生活圈・安全圏を示し、浪岡城主の北畠氏の統治する支配圏が繁榮していることを賛美していよう。してみると、この浪岡城を拠点にした内三郡を賛美した歌詞は、堀越城が築かれた中世末期に歌い出されらう。

◎球珠の郡と直入の郡の由来 次の二例も、地域の巨木が地域の地名の由来になっている。

昔者、①此の村に洪き樟の樹ありき。因りて球珠の郡といふ。  
(豊後國風土記、球珠の郡)

昔者、①郡の東の桑木の村に桑生ひたりき。其の高さ、極めて陵く、枝も幹も直く美し。俗、直桑の村といひき。後の人、改めて直入の郡といふは、是なり。  
(豊後國風土記、直入の郡)

右の二例は共に巨木の影を述べていないものの、前の二例(三毛の郡と佐嘉の郡の由来)のように巨木の朝夕の影の叙述があつてもいい伝承である。

◎御木のさ小橋 最初に挙げた筑後國風土記逸文の三毛の郡の由来は、別の様相を呈して景行紀に次のように再登場する。

(十八年) 秋七月の辛卯の朔甲午に、筑紫後國の御木に到りて、高田行宮に居します。時に儂れたる樹有り。長さ九百七十丈。

百寮、其の樹を踏みて往來ふ。時人、歌して曰はく、  
 朝霜の御木のさ小橋。  
(朝霜の御木の橋。)

侍臣 い渡らずも。 大宮人たちが渡つておいでになるよ、

御木のさ小橋。(紀歌謡24) その御木の橋を。

爰に天皇 問ひて曰はく、「は何の樹ぞ」とのたまふ。一の老夫有りて曰さく、①「是の樹は歴木といふ。嘗、未だ儂れざる先に、朝日の暉に當りて、則ち杵嶋山を隠しき。夕日の暉に當りては、亦阿蘇山を覆しき」とまうす。天皇の曰はく、「是の樹は、神しき木



なり。故、是の國を御木國と號べ」とのたまふ。

(景行紀十八年の条)

この例も後半において、巨木・神木がその地域の地名の由来になり、巨木の影が生活圈・安全圏を示している。なお、筑後國風土記と景行紀は巨木の高さ(九百七十丈)が一致するものの、樹木の種類と影の及ぶ山名が一致していない。

しかしこの伝承には、今までの素朴な原初形と異なる点がある。それは「巨木伝承の展開と定着」(青木周平、一九九四、三二九頁)が指摘するように、濃密に「巨木伝承が貴人の巡行伝承に取り入れられ」ていることである。それはとくに前半に窺われ、この巨木が行宮の橋として景行天皇に奉仕している点である。

この三毛の郡を象徴する巨木が橋として天皇・朝廷に奉仕していることは、この三毛の郡が王権に服属していることを意味しているよう。すなわち、地霊の代表ともいべき巨木が天皇に奉仕することは、その巨木(巨木伝承)とともにある地域の支配者が天皇に服属することを意味している。以上のように御木のさ小橋伝承には巨木伝承の原初形に支配・被支配の関係が介入し、二重構造になっている。

◎三重の采女の勸酒歌 次に挙げる雄略記の巨木伝承はかなり難解ながら、その影の範囲(世界はその巨木とともにある天皇の支配圏を示している。この長大な歌(天語歌)は、地域を超越して世界全体を覆う宇宙木の範囲が生活圈ならぬ全世界を圏内とし、この宇宙木の葉の持つ霊力が御酒に籠もり、その御酒は国生み(陸海の生成をもたらす始原の力)を持ち、これを天皇が飲む、と述べている。

(上略)①真木栄く 檜の御門。(真木栄く)檜の木の御殿でござ

います。

新嘗屋に 生ひ立てる その新嘗を召上がる御殿に生え

ている

百足る 榎が枝は、  
枝葉の茂った榎の木の枝は、

上つ枝は 天を覆へり。  
上の枝は天を覆い、

中つ枝は 東を覆へり。  
中の枝は東の国を覆い、

下つ枝は 鄙を覆へり。  
下の枝は田舎の国を覆うており  
ます。

上つ枝の 枝の末葉は、  
その上枝の先の葉は、

中つ枝に 落ち触らばへ、  
中枝に落ち触れ、

中つ枝の 枝の末葉は  
中枝の先の葉は、

下つ枝に 落ち触らばへ、  
下枝に落ち触れ、

下つ枝の 枝の末葉は  
下枝の先の葉は、

蚕衣の 三重の子が  
(蚕衣の)三重の乙女が

捧がせる 瑞玉盞に  
捧げていらつしやるめでたい酒

杯に、

浮きし脂 落ちなづさひ、  
浮いた脂のように、落ち浸り、

水こをろ こをろに。  
水をこおろこおろに(かき鳴ら

してできた国土のように浮かんで  
おります)。

是しも あやに畏し。(下略) これこそ、まことにめでたいこ

(記歌謡100) とでございます。

榎の木の影が「天・東・鄙」を覆うことは、巨木伝承の原初形の変形である。この勸酒歌に述べられる「榎」は巨大な宇宙木で、この枝葉の繁茂する巨木の下で新嘗祭を執り行う者・天皇が、この宇宙木の霊力を御酒の形で体内に取り込むことで、この巨木の影の範囲を支配していることを示している。すなわち、宇宙木の影の範囲が世界であり、その世界とは陸海を含む「大八嶋国」(大和朝廷の支配地)を中核にしており、この宇宙木とともにあってその霊力を身に帯びる者がその世界の王である、と述べているようである。とするとこの宇宙木の

影の範囲は、その世界の生活圏・安全圏であるのみならず、この宇宙木とともにある天皇の支配圏でもある。

◎**支配者と被支配者の巨木** 天皇の管理する宇宙木に比べると規模が小さいながら、三毛の郡の支配者もその地域を象徴する巨木を管理し、その巨木の影の圏内を支配していたろう。しかし大和朝廷から服属を迫られて三毛の郡の首領が服属を誓うと、被支配者の管理する巨木は「御木のさ小橋」として卑小化され、朝廷の「百寮」に「踏」まれる存在として天皇・朝廷に奉仕する、と語られる。このように支配する者の語る巨木は宇宙大に巨大化し、支配される者の語る巨木はその地域に見合った大きさを見せつつも矮小化される。

### 3 速鳥の巨木

◎**巨木が船になった伝承** 次に、巨木の朝夕の影が海にも及び、その巨木が船になってその影の範囲を渡海し、王権に奉仕した伝承について述べる。その典型が枯野伝承であり、それに酷似する伝承が播磨國風土記逸文に載る速鳥伝承である。

この他に類似した記事として、前述した仁徳紀六十二年の条の「遠江の貢船」がある。すなわち「大きな樹」から船を造り、難波津で官船になっている。しかしこれは伝承というよりは史実に近く、巨木は流木とあるだけで生活圏・安全圏・支配圏としての地域の広がりを持つていないために、地名の由来にもなっていない。したがってここでは、「遠江の貢船」の条を除く。

◎**速鳥伝承** 速鳥伝承は次のとおりである。

播磨の國の風土記に曰はく、①明石の驛家。駒手の御井は、難波の高津の宮の天皇の御世、楠、井の上に生ひたりき。朝日には淡路嶋を蔭し、夕日には大倭嶋根を蔭しき。仍ち、②其の楠を伐りて舟に造るに、其の迅きこと飛ぶが如く、一櫂に七浪を去き越え

き。仍りて速鳥と號く。③ここに、朝夕に此の舟に乗りて、御食に供へむとして、此の井の水を汲むに、一旦、御食の時に堪へざりき。故、歌作みして止めき。唱に曰はく、

住吉の 大倉向きて 墨江の津の大倉に向かつて

飛ばばこそ 飛ぶように走つたら

速鳥と言はめ 速鳥とも言おうが、

何か速鳥

御食事に間に合わぬようなことで、  
どうして速鳥と言えるか。

(播磨國風土記逸文、風土記歌謡18)

播磨國の「明石の驛家の御井」の傍らに楠の巨木が生え、その朝夕の影が「淡路嶋」と「大倭嶋根」に及んだという。もとよりこの巨木の影の範囲・地域は、一つの生活圏・安全圏を形成している。したがって、この巨木を伐って造った丸木船は、この圏内を安全迅速に渡海でき、称辞である「速鳥」という船名まで与えられた。速鳥船は枯野船と同様に、優秀な高速船になるべくしてなった。そして、仁徳天皇の飲む清水を運んだ。しかし、途中で遅刻して「速鳥」の船名に悖るではないか、と歌で罵倒され、仕事を止めた。

こうしてみると、河内王朝の天皇に清水を運ぶのが淡路の海人だけに限定された奉仕でなく、類似した部族が競う奉仕だった。

◎**地域の巨木の奉仕** 速鳥伝承は素朴な地域の巨木伝承でなく、地域の巨木が王権に奉仕するという点で支配・被支配の論理が介入し、御木のさ小橋伝承と同じ位相にある。すなわち元々地域のシンボルとしての巨木が、一方が船として、他方は橋として、天皇に奉仕している点で共通している。このことはもとより、その巨木とともにある地域の支配者が天皇に服属することを意味している。

◎**住吉の大倉の所在** この歌の前三句「住吉の大倉向むきて飛ばばこそ」の解釈には三説ある。一つ目の説は『古代歌謡集』「土橋・小西、

一九六八、二三四頁」の説で、「住吉の大倉」は大阪の「住吉にある宮廷の倉。墨江の津」(仁徳天皇の時代に定められた)か」とし、清水をそこに運ぶと説く。二つ目の説は『風土記』(秋本、一九六八、四八四頁)の説で、「住吉の大倉」は播磨国明石郡住吉の郷(明石川の東流、伊川の流域地)の大倉で、そこは現在の兵庫県明石市大蔵谷付近であり、そこにある「駒手の御井」に清水を汲みに行くと言く。すなわち、「難波の高津宮」のある大倭嶋根(河内国)の港から、播磨国明石郡住吉の郷の大倉に清水を汲みに行く、と解している。三つ目の説は寺川「一九八〇、一四八頁」の説で、播磨国の明石駅家と駒手の御井は明石川の西岸にあり、「住吉の大倉」はその東岸の海岸にあり、住吉の大倉に行宮が営まれた時に、明石国造だった「海直」の配下の海人たちが明石川の西岸の「駒手の御井」から東岸の住吉の大倉に清水を運んで天皇に奉仕した史実に基づいた伝承だろうと言く。

筆者は一つ目の説が適切だと考える。「駒手の御井」の清水を飲むのは「難波の高津宮の天皇」＝仁徳天皇なので、伝承者の関心は清水を必要としている天皇のいる河内国の難波(墨江の津)にダイレクトに向くはずである。その点、二つ目の説は御井に清水を汲みに行っている、方向が逆になる。

また、巨木の影の範囲が安全迅速を保証する圏内だとすると、明石の駅家の御井の傍らの巨木の影が「大倭嶋根」にまで及んだ意味を有効に用いなければならないだろう。とすると「大倭嶋根」が河内王権の中核の所在する地域を示しているから、速鳥船の渡海先を河内国の「墨江の津」にするのが適切ではなからうか。この点、三つ目の説では速鳥船の渡海が明石川の西岸から東岸の海岸へ向けたもので、その範囲があまりに狭く、「大倭嶋根」に及ぶ巨木の影を持ち出すまでもない距離である。

こうしてみると一つ目の説のように、速鳥船は播磨国の明石駅家の

近くにある駒手の御井の清水を、河内国の「墨江の津」にある「大倉」に運んでいることになる。そしてそこから陸揚げされて、「難波の高津宮」に運ばれたろう。なお明石駅家と駒手の御井の所在は、今のところ明石川の東岸か西岸か判然としていない。

◎海直の奉仕 前述したように寺川「一九八〇、一四八頁」は、速鳥伝承の背後に明石国造だった「海直」の配下の海人たちによる天皇の大御食への奉仕があるという。この推定は正鶴を射ていよう。

とすると「明石国造の海直」は、河内王朝の制定した「海部」の一類だろう。その彼らの管理する速鳥船は、「明石の駒手の御井」と河内国の「墨江の津」を安全迅速に往来しなければならぬので、彼らは影の及ぶ海上の範囲を生活圏、安全圏にする巨木を設定し、その巨木から優秀な高速船を造ったという伝承を持ちたかつたろう。このように巨木の朝夕の影の範囲が安全圏であるという信仰は、陸の民のみならず海の民にも流布していたろう。そして、明石の駅家の御井の傍らの巨木が削り船の速鳥船になって天皇に奉仕すると語るることによって、その巨木(巨木伝承)とともにある地域の支配者＝「明石国造の海直」が河内王朝に服属することを示した。

こうしてみると、この巨木とそれから造った削り船が地方の支配者の側にあり、その巨木による造船伝承の生成が「明石国造の海直」によってなされたとわかる。また船材の巨木の所在地を「海直」の直轄する海岸に定め、造船に山人の助力を必要としないので、彼らだけで造船したという伝承を作りやすかつただろう。

◎労働歌から罵倒の歌へ 速鳥船は王権への奉仕を懸命にしながらも、たった一度失敗したばかりに「速鳥」とは名ばかりで名前負けしていると罵られ、仕事を止めなければならなかつた。この罵倒の歌を貰ったという不名誉も、王権に畏まるという点で服属伝承たり得るかもしれない。

しかし説話を除いてこの歌を独立歌謡としてみると、別の意味が立ち上がってくる。それは速鳥船の漕ぎ手たちが「一櫂に七浪を去き越え」という誇り・自負を持ち、櫂を操作する時に自分たちを叱咤激励する、いわゆる労働歌だった、と考えられる。そしてこのような気概とそれに見合った実績から、自らの船を速く飛ぶ水鳥のような高速船「速鳥」船と称したろう。

とするとこの海人たちの誇らかな労働歌を歌いながら、天皇に奉仕したという服属伝承があってもいいところである。しかし伝承の過程で第三者の批評的な罵倒の意味にすり替わり、これが説話にも及び、清水の運搬に遅刻したという話しになったのではなからうか。

◎歪な伝承 このような不安定な要素は、巨木の朝夕の影の範囲にもいえる。寺川「一九八〇、一六四頁」が指摘するように、「朝日には淡路嶋を蔭し」とあるけれども、淡路島は明石市の南方にある。「淡路嶋」に及んだ影は朝夕の影の単なる類句とはいえず、これではまるで理屈に合わない。そこで、速鳥伝承の朝夕の影の対句は枯野伝承から受容したろう、との推論も生まれる。すなわち、枯野船を語る淡路の海人の伝承を「明石国造の海直」が彼らなりに導入し、朝夕の影の範囲を事実にしてまで模倣して渡海安全の威力を得ようとしたものの、失敗したといったところだろうか。

以上、速鳥伝承には伝承上の乱れがあるらしく、いささか歪である。

#### 4 枯野の巨木

◎王権の巨木 この点、枯野伝承はどうだろうか。改めて枯野の巨木伝承を見直してみる。河内国の免守河の西に巨木が生え、その朝夕の影が淡路島と高安山に及んでいたという。その巨木を伐って造った割り船は、安全迅速に渡海したのでこれを称えて枯野船と名付けた。そして、仁徳天皇のために清水を運んでいる。ここまでは、速鳥伝承と

同じである。

しかし、それ以降の展開がまるで違う。速鳥伝承の場合は速鳥船の挫折と罵倒の歌が続くのに対して、枯野船は職務を全うし、老朽化した後、塩を生産したばかりか、渡海安全を呪縛する琴・呪具になり、渡海安全の呪縛歌と一組になって、後裔たちの渡海安全を保証している。また枯野船の元になった巨木は、河内王朝の首都圏の陸海の境目（中央）に聳え立ち、そのあり方は王権の中枢にある宇宙木「新嘗屋に生ひ立てる百足る槻」（記歌謡100）と同じ位相にある。このことは青木「一九九四、三二七頁」が、「古事記が河内の樹を用い、その影が淡路島から高安山に至るのは、難波に都した仁徳天皇の支配地の縮図であり、先に挙げた「天語歌」の詞章と、同様の意義を見いだせるであろう」と指摘しているとおりでである。すなわち、この巨木は王権側の巨木である。したがって伝承的には、この巨木から造られた枯野船は絶大な力を發揮する存在であり、この枯野船を王権側から与えられた形の淡路の海人は、当初からこれを用いて天皇に奉仕することを運命づけられていた。そして現に歴史的にも、枯野船は王権側から下賜・貸与されており、伝承と史実は対応している。

ここに、枯野伝承が速鳥伝承と似て非なるものであるとわかる。枯野伝承の原初形は淡路の海人の伝承であるものの、その伝える巨木伝承は決して素朴なものではなく、当初から河内王権を強く意識し、王権との上下関係が調和をもつて適切に伝承されている。

◎河内王朝の陸の基地 巨木の生えていた場所が「免守河の西」というのは、いささか熟さない言い方である。しかし「免守河の西」が奈良時代の「大伴の御津」にも近いところをみると、両地はほぼ同一地で、「住吉の大倉」＝「墨江の津」（大阪府東成区住吉村）と並ぶ河内王朝の海の玄関口だったのでなからうか。そして速鳥船が清水を「住吉の大倉」に陸揚げして難波の高津宮に届けたように、枯野船は



清水を「兔寸河の西」<sup>おはしちも</sup>「大伴の御津」に陸揚げして高津宮に届けたりう。また速鳥船も枯野船も仁徳朝の事績にしているので清水の届け先が高津宮になるけれども、河内王朝の歴代の天皇たちも同じく清水を飲んだはずなので、「住吉の大倉」<sup>すみのえ おほくら</sup>や「兔寸河の西」が河内王朝の各都に清水を運ぶ基地になったろう。

そして更に速鳥船や枯野船が運んだものは、清水に限らずその他の献上物も含むだろう。そうであればこそ、「住吉(墨江)の津」には清水や献上物を収納する「大倉」があつて「住吉の大倉」と称されていたのだろう。こうしてみると、「兔寸河の西」が河内王朝の首都圏の中樞に選ばれたのは、ここを河内王朝が海陸を統治する時の代表的な基地の一つにしていたからであり、そこにも「大倉」があつてそれをとくに淡路の海人が利用していたからだろう。

以上、淡路の海人族と明石の海人族は河内国のそれぞれの港を基地にして、よき好敵手として大阪湾を南北に二分して渡海し、河内王朝に仕えただろう。

## 六 「枯野」の名義の展開

### 1 地名由来から称辞由来へ

◎**枯野の名称の由来** 「枯野」<sup>からの</sup>船の名称の由来について、多少は前述した。ここでは、この「枯野」<sup>からの</sup>の名義をめぐる展開について述べる。

◎**地名由来から称辞由来へ** 「枯野」<sup>からの</sup>船の当初の名義は、伊豆国「狩(軽)野(かるの・かるの・からの)」出自という歴史的な事実に基づくものだった。この「狩(軽)野」という地名は、既に船脚の軽い船を産出する地<sup>地</sup>野を意味する称辞だった。

この「狩(軽)野」船が河内王朝の官船になって淡路の海人の手に譲

渡されると、その船脚が軽く速かったことから船名に対する海人たちの解釈が加わり、「枯野」<sup>からの</sup>船に名を替えることはありえよう。『日本書紀上』「一九六八、六二四頁」は「枯野」<sup>からの</sup>の注として「カラは軽を意味」し「ノは去(ヌ)の転」で、「枯野」<sup>からの</sup>は「速く走る意」とも説明できる、と述べている。さらにいえば、「枯」<sup>か</sup>には乾く、乾燥するという義があるもので、よく船材を乾燥した<sup>枯</sup>枯らした軽い船、良船という義の「枯(軽)去」<sup>か</sup>船と理解された、とも考えられる。この類いの解釈が、枯野船を操る淡路の海人たちにあつたのだろう。この海人の解釈が応神紀の「軽く泛びて疾く行くこと馳るが如し。故、其の船を号けて枯野と曰ふ」<sup>うか</sup>であり、これに準じるのが仁徳記の「甚捷く行く船なりき。時に其の船に号けて枯野と謂ふ」<sup>か</sup>である。このように当初は出自地(地名)を示す「狩(軽)野(かるの・かるの・からの)」船という一般的な船名が、これを走らせる淡路の海人によって「枯野」<sup>からの</sup>船という称辞・固有名に格上げされたろう。

そしてこの船名の称辞説は、「枯野」<sup>からの</sup>船の焼け残りとして不死鳥のように蘇生し、より乾燥した<sup>枯</sup>枯らした「枯野」<sup>からの</sup>琴になって渡海安全の呪具・名琴の称辞にもなり、後裔の高速船の元祖の地位を得ると、さらに確固たるものになった。『後漢書』蔡邕伝に記されているように桐を焼いて作った琴が美音を発したという「焦尾琴」の例や、妙音を出すためにわざと火で焼いて焦がすという琴の製法からわかるように、琴は乾燥させる<sup>枯</sup>枯らすことが肝要だった。

◎**史実と伝承の齟齬** しかしそれにしても、この称辞由来説は二次的な解釈であり、やはり「枯野」<sup>からの</sup>船の「野」<sup>の</sup>は前身である地名の「野」<sup>の</sup>を化石的に残しているというべきだろう。この齟齬は、史実と伝承がもたらしたものである。

### 2 称辞由来から新たな地名由来へ



◎**新たな地名由来** ところが、この「枯野」船という伝承的な称辞・

固有名は、歴史的事実として新たな出自地(地名)を求めてもいたようである。「免寸」は播磨國風土記讃容の郡の「中川の里」の条に「河内の國免寸の村」とあり、「延喜式」神名帳に和泉國大島郡等乃伎神社とあり(大島郡はもと河内國)、今の高石市富木にあたる。そして「免寸河」はトノキ河と読むべきで、今の芦田川の上流の富木川にあたる。

そしてこの川の西は高石市や和泉大津市であり、古代の「大伴の御津」である。この「大伴の御津」は、遣唐使船を送迎した難波の代表的な港で、「好去好来」の歌(万、五、894・895)に詠まれている。

寺川「一九八〇、一三八・一三九頁」によると、この「大伴の御津」の地に「軽部智留」(二十卷本『倭名類聚鈔』卷六、七ウ)、「加里乃里」

(『新撰姓氏録』和泉国皇別、軽部の条)があり、ここが「加里乃里」あるいは「軽部郷」と呼ばれていたらしい。とすると、「軽部智留郷」は「カルベの郷」と読め、「加里乃里」は「カリノの郷」と読めるので、

この免寸河の西のカルベ・カリノの郷の巨木から船を造り、その地名を由来として「枯野」船と称したろう。元々、伊豆国「狩(軽)野」産の船ではあるものの、「その船名を取りこむに相応しい土地」としてこの地が選ばれたろう、と述べている。

この寺川説は正鵠を射ているだろう。伝承の表面には出てこないけれども、このように伝承化された称辞・固有名は、歴史的事実として新たな出自地を求め、歴史化される。こうして「枯野」船の出自を淡路の海人に縁ある地名に求めることによって、彼らは自らの伝承に信憑性を与えている。

### ◎**伝承と史実の接点**

当初、伊豆国「狩(軽)野」で造られた「枯野」船という史実が、淡路の海人にその船が譲渡されると河内国の免寸河の西の巨木で造られた官船という伝承にすげ替えられ、「枯野」船が船材を枯らした軽い船・高速船という称辞になる。そしてその伝承が逆

に歴史化を求め、「枯野」船の材の巨木の生えている地を河内国の大伴の御津の「カルベ・カリノの郷」に定め、この郷出自の船という地名由来を説いたようである。ここでも伝承と史実が接点を持つようとしている。こうして「枯野」船の由来は、一筋縄ではないか複雑な様相を呈している。

### 引用文献・参照文献

- 青木周平 一九九四 『巨木伝承の展開と定着』 『古事記研究』 所収 おうふう  
 秋本吉郎 一九六八 『風土記』 岩波書店  
 天城湯ヶ島町文化財保護審議会 一九八八 『天城の史話と伝説』 未来社  
 石井謙治 一九五七 『日本の船』 創元社  
 石田千尋 一九九五 『賛美の方法』 『古事記』 『枯野』の歌謡物語をめぐって―  
 『山梨英和短期大学紀要』 29  
 大野晋 一九七四 『本居宣長全集 第十二卷』 筑摩書房  
 荻原浅男・鴻巣隼雄 一九七九 『古事記 上代歌謡』 小学館  
 倉野憲司 一九二七 『古事記の民族的成立(G大樹説話)』 『古事記の新研究』  
 所収 至文堂  
 小島憲之・木下正俊・佐竹昭広 一九七一 『萬葉集 一』 小学館  
 一九七二 『萬葉集 二』 小学館  
 一九七九 『萬葉集 三』 小学館  
 一九七六 『萬葉集 四』 小学館  
 小浜 成 二〇〇五 『原始・古代の琴』 『遙かなり音の道』 所収 大阪府立近つ  
 飛鳥博物館  
 坂本太郎・家水三郎・井上光貞・大野晋 一九六八 『日本書紀 上』 岩波書店  
 高木市之助 一九六七 『上代歌謡集』 朝日新聞社  
 土橋 寛 一九八九 『古代歌謡全注釈—古事記編—』 角川書店  
 一九七六 『古代歌謡全注釈—日本書紀編—』 角川書店  
 土橋 寛・小西甚一 一九六八 『古代歌謡集』 岩波書店  
 寺川真知夫 一九八〇 『仁徳記』の枯野伝承の形成 『日本古代論集』 所収  
 笠間書院  
 時田昌瑞 二〇〇九 『因説ことわざ事典』 東京書籍  
 西宮一民 一九七九 『古事記』 新潮社  
 平凡社地方資料センター 一九九九 『兵庫県の地名 Ⅱ』 平凡社  
 一〇〇〇 『静岡県の地名』 平凡社  
 宮崎まゆみ 一九九三 『埴輪の楽器—楽器史からみた考古資料—』 三交社  
 山田光洋 二〇〇一 『楽器の考古学』 同成社